

市第6号議案

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する
条例の一部改正

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年5月22日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する
条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（
平成3年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

恩田駅南地区地区整備計画 区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際 港都建設計画恩田駅南地区地区計画において地区整備計画が 定められている区域
栄上郷町地区地区整備計画 区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際 港都建設計画栄上郷町地区地区計画において地区整備計画が 定められている区域
泉ゆめが丘地区地区整備計 画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際 港都建設計画泉ゆめが丘地区地区計画において地区整備計画 が定められている区域

別表第2に次のように加える。

	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿で、その用途に供する部分の床面積の合計が4,000平方メートルを超えるもの 3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの
--	--

恩田駅南地区 地区整備計画 区域	A 地 区	4 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） 5 法別表第2(㊦)項第3号(1の2)、(2の2)から(4)まで、 (4の3)から(8)まで、(10)、(12)、(13)、(15)及び(16)並びに(㊦)項 第3号(1)、(4)、(5)及び(7)から(20)までに掲げる工場 6 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに 類する令第130条の6の2に規定する運動施設 7 ホテル又は旅館 8 自動車教習所 9 令第130条の7に規定する規模の畜舎 10 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発 売所、場外車券売場その他これらに類するもの 11 カラオケボックスその他これに類するもの 12 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトク ラブその他これに類する令第130条の7の3に規定す るもの 13 倉庫業を営む倉庫 14 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 15 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用の ための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	B 地 区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿で、その用途に供する部 分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの 3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するも ので、その用途に供する部分の床面積の合計が150平 方メートルを超えるもの 4 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） 5 法別表第2(㊦)項第3号(1の2)、(2の2)から(4)まで、 (4の3)から(8)まで、(10)、(12)、(13)、(15)及び(16)並びに(㊦)項 第3号(1)、(4)、(5)及び(7)から(20)までに掲げる工場 6 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに 類する令第130条の6の2に規定する運動施設 7 ホテル又は旅館 8 自動車教習所 9 令第130条の7に規定する規模の畜舎 10 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発 売所、場外車券売場その他これらに類するもの 11 カラオケボックスその他これに類するもの 12 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトク

		<p>ラブその他これに類する令第130条の7の3に規定するもの</p> <p>13 倉庫業を営む倉庫</p> <p>14 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>15 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
A 1 地 区 A 2 地 区		<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>3 公衆浴場</p> <p>4 診療所</p> <p>5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの</p> <p>6 事務所</p> <p>7 店舗、飲食店その他これらに類するもの</p> <p>8 自動車車庫又は自転車駐車場</p> <p>9 病院</p> <p>10 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>11 公益上必要な建築物で令第130条の5の4に規定するもの</p> <p>12 工場（店舗に附属するものに限る。）</p> <p>13 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>14 畜舎（店舗に附属するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートル以内のものに限る。）</p> <p>15 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</p> <p>16 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5第4号及び第5号に規定するものを除く。）</p>
		<p>1 都市計画道路3・3・14号舞岡上郷線（以下「舞岡上郷線」という。）に面する部分の1階を住居の用に供するもの（1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）</p> <p>2 住宅（住戸の数が敷地面積を20平方メートルで除し</p>

<p>栄上郷町地区 地区整備計画 区域</p>	<p>A 3 地 区</p>	<p>て得た数以下の長屋を除く。)</p> <p>3 共同住宅（住戸の数が敷地面積を20平方メートルで除して得た数以下のものを除く。)</p> <p>4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>6 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。)</p> <p>7 工場（令第130条の6に規定するものを除く。)</p> <p>8 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>9 ホテル又は旅館</p> <p>10 自動車教習所</p> <p>11 畜舎（店舗に附属するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートル以内のものを除く。)</p> <p>12 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>13 展示場又は遊技場</p> <p>14 勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所</p> <p>15 倉庫業を営む倉庫</p> <p>16 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。)</p>
	<p>A 4 地 区</p>	<p>1 住宅（住戸の数が敷地面積を20平方メートルで除して得た数以下の長屋を除く。)</p> <p>2 共同住宅（住戸の数が敷地面積を20平方メートルで除して得た数以下のものを除く。)</p> <p>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>4 3階以上の階を店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>5 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。)</p> <p>6 工場（令第130条の6に規定するものを除く。)</p> <p>7 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>8 ホテル又は旅館</p> <p>9 自動車教習所</p> <p>10 畜舎（店舗に附属するもので、その用途に供する部</p>

	<p>分の床面積の合計が15平方メートル以内のものを除く。)</p> <p>11 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>12 展示場又は遊技場</p> <p>13 勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所</p> <p>14 倉庫業を営む倉庫</p> <p>15 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
B 地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 住宅（住戸の数が敷地面積を50平方メートルで除して得た数以上の長屋を除く。）</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>3 共同住宅（住戸の数が敷地面積を50平方メートルで除して得た数以上のものを除く。）、寄宿舎又は下宿</p> <p>4 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの</p> <p>5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>6 診療所</p> <p>7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの</p> <p>8 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）</p>
C 1 地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 図書館その他これに類するもの</p> <p>2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの</p> <p>3 事務所</p> <p>4 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの</p> <p>5 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</p> <p>6 展示場の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの</p> <p>7 前各号の建築物に附属するもの</p>

	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 2 前号の建築物に附属するもの
<p>A-1地区</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 1階又は2階を住居の用に供するもの（1階又は2階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。） 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 自動車教習所 4 畜舎（店舗に附属するものを除く。） 5 射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場 6 倉庫業を営む倉庫
<p>A-2地区</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 1階を住居の用に供するもの（1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。） 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 自動車教習所 4 畜舎（店舗に附属するものを除く。） 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 倉庫業を営む倉庫
<p>B地区</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅（長屋を除く。） 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 畜舎（店舗に附属するものを除く。） 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 6 法別表第2(㉒)項第3号に掲げる工場 7 法別表第2(㉒)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
<p>C-1-1地区</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 自動車教習所 3 畜舎（店舗に附属するものを除く。） 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

泉ゆめが丘地区 地区整備計画区域	C-1-2地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 自動車教習所 3 畜舎（店舗に附属するものを除く。）
	C-2地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 公衆浴場 3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設 4 ホテル又は旅館 5 自動車教習所 6 畜舎
	C-3地区 D-1地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 8 事務所、店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの 9 工場のうち令第130条の6に規定するもの 10 前各号の建築物に附属するもの
	D-2地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 8 事務所、店舗又は飲食店で、その用途に供する部分

市第6号

		の床面積の合計が150平方メートル以内のもの 9 前各号の建築物に附属するもの
--	--	--

別表第3に次のように加える。

栄上郷町地区 地区整備計画 区域	A 1 地 区	10分の20
	A 2 地 区	
	A 3 地 区	
	A 4 地 区	
	B 地 区	10分の8
	C 1 地 区	10分の6
C 2 地 区		

別表第6に次のように加える。

恩田駅南地区 地区整備計画 区域	A 地 区 B 地 区	500平方メートル	—
栄上郷町地区 地区整備計画 区域	A 1 地 区	10,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	A 2 地 区	500平方メートル	
	A 3 地 区		
	A 4 地 区		
	B 地 区	150平方メートル	
C 1 地 区 C 2 地 区	500平方メートル		
	A-1 地 区	3,000平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用

泉ゆめが丘地区 地区整備計画 区域	A-2地区	400平方メートル	するもの 3 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設が存する建築物の敷地として使用するもの
	B地区	200平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの
	C-1-1地区 C-1-2地区	400平方メートル	2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの
	C-2地区 C-3地区 D-1地区 D-2地区	125平方メートル	3 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの

別表第7に次のように加える。

恩田駅南地区 地区整備計画 区域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1.5メートル以上とする。	—
	A1地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、2メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの

栄上郷町地区 地区整備計画 区域	A 2 地 区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から舞岡上郷線の境界線までの距離は2メートル以上とし、その他の道路境界線及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	2 公共用歩廊 3 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、階段又はスロープ
	A 3 地 区 A 4 地 区		公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物又は建築物の部分
	B 地 区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	C 1 地 区 C 2 地 区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から舞岡上郷線の境界線までの距離は2メートル以上とし、その他の道路境界線及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	
泉ゆめが丘地区 地区整備計	A-1 地 区 A-2 地 区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公共用歩廊 2 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、階段又はスロープ
	B 地 区 C-1-1 地区 C-1-2 地区 C-2 地 区		—
			次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる

画区域	C-3地区 D-1地区 D-2地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
-----	-------------------------	--	---

別表第8に次のように加える。

恩田駅南地区 地区整備計画 区域	A 地区	1 20メートル 2 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画恩田駅南地区地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	—
	B 地区	1 15メートル 2 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画恩田駅南地区地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	
	A 1 地区 A 2 地区 A 3 地区	1 20メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値	
		1 20メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値	

栄上郷町地区 地区整備計画 区域	A 4 地 区	3 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画栄上郷町地区地区計画の区域の境界線（当該境界線の北側が第一種低層住居専用地域である部分に限る。）までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	—
	B 地 区 C 1 地 区 C 2 地 区	1 10メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	
泉ゆめが丘地 区地区整備計 画区域	A-1 地 区 A-2 地 区	1 次号に該当しない場合にあつては、20メートル 2 次に掲げる条件に該当する場合にあつては、31メートル (1) 建築物の各部分の高さが当該部分から計画図に示す基準線までの水平距離のうち最小のものに1.0を乗じて得たものに20メートルを加えたものの以下であること。 (2) 敷地内に、日常一般に開放された空地（地区施設として定める歩行者専用通路及び歩道状空地を含む。また、直上に建築物又は建築物の部分（ひさしその他これに類するもののみの部分を除く。）がないものに限る。）を有し、当該空地の水平投影面積を合計した面積（自動車の通行の用に供する部分又は自動車若しくは自転車の駐車のために供する部分を有する場合にあつては、当該部分の面積を除く。）の敷地面積に対する割合が、100分の15以上であること。	—
		1 12メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心	

	D-2地区	線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	
--	-------	--	--

別表第11に次のように加える。

栄上郷町地区地区整備計画 区域	計画図に示す樹林地、草地等の区域
--------------------	------------------

別表第12に次のように加える。

恩田駅南地区 地区整備計画 区域	A地区 B地区	100分の15	
栄上郷町地区 地区整備計画 区域	A1地区	100分の25	
	A2地区	100分の20	
	A3地区		
	A4地区		
	B地区	100分の15	
	C1地区 C2地区	100分の20	
泉ゆめが丘地 区地区整備計 画区域	A-1地区 A-2地区	100分の15	
	B地区	100分の10	
	C-1-1地区 C-1-2地区	100分の15（敷地面積が2,000平方メートル未満の建築物にあっては、100分の10）	

別表第13に次のように加える。

恩田駅南地区 地区整備計画 区域	A地区 B地区	建築物の屋根及び外壁の色彩並びに屋外広告物の色彩、大きさ及び形状は、地区周辺の景観に配慮したものとする。	—
		1 建築物の屋根及び外壁等は、周辺の環境と調和	

栄上郷町地区 地区整備計画 区域	A 1 地 区 A 2 地 区 A 3 地 区 A 4 地 区	し、落ち着いたある雰囲気 のデザイン、色彩、素 材のものとする。 2 建築物及び工作物に附 属する照明装置は、生物 の生息環境に十分配慮す るものとする。	—
	B 地 区	建築物の屋根及び外壁等 は、周辺の環境と調和し、 落ち着いたある雰囲気の内 デザイン、色彩、素材のもの とする。	
	C 1 地 区 C 2 地 区	1 建築物の屋根及び外壁 等は、周辺の環境と調和 し、落ち着いたある雰囲気 の内デザイン、色彩、素 材のものとする。 2 建築物及び工作物に附 属する照明装置は、生物 の生息環境に十分配慮す るものとする。	
泉ゆめが丘地 区地区整備計 画区域	A-1地 区 A-2地 区	—	—
	B 地 区 C-1-1地区 C-1-2地区 C-2地 区 C-3地 区 D-1地 区 D-2地 区	1 建築物の屋根及び外壁 は、周囲との調和に配慮 したものとし、刺激的な 色彩や装飾は用いないも のとする。 2 屋外広告物は、周囲と の調和に配慮したもの とし、刺激的な色彩や装飾 は用いないものとする。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

恩田駅南地区地区整備計画区域、栄上郷町地区地区整備計画区域及び泉ゆめが丘地区地区整備計画区域の区域内における建築物の敷地、構造、用途、緑化及び形態意匠並びに工作物の形態意匠並びに緑地の保全に関する制限を定めるため、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（抜粋）

（太線部分が改正案）

別表第1 適用区域（第3条）

名 称	区 域
(省 略)	
恩田駅南地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画恩田駅南地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
栄上郷町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画栄上郷町地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
泉ゆめが丘地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画泉ゆめが丘地区地区計画において地区整備計画が定められている区域

別表第2 建築物の用途の制限（第5条）

(あ)	(い)	(う)
区 域	地 区	建築してはならない建築物
(省 略)		
	A 地 区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿で、その用途に供する部分の床面積の合計が4,000平方メートルを超えるもの 3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの 4 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） 5 法別表第2(ロ)項第3号(1の2)、(2の2)から(4)まで、(4の3)から(8)まで、(10)、(12)、(13)、(15)及び(16)並びに(カ)項第3号(1)、(4)、(5)及び(7)から(20)までに掲げる工場 6 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設 7 ホテル又は旅館

恩田駅南地区 地区整備計画 区域		8 自動車教習所 9 令第130条の7に規定する規模の畜舎 10 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 11 カラオケボックスその他これに類するもの 12 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に規定するもの 13 倉庫業を営む倉庫 14 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 15 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	B 地 区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿で、その用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの 3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの 4 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） 5 法別表第2(㊦)項第3号(1の2)、(2の2)から(4)まで、(4の3)から(8)まで、(10)、(12)、(13)、(15)及び(16)並びに(㊦)項第3号(1)、(4)、(5)及び(7)から(20)までに掲げる工場 6 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設 7 ホテル又は旅館 8 自動車教習所 9 令第130条の7に規定する規模の畜舎 10 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 11 カラオケボックスその他これに類するもの 12 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に規定するもの 13 倉庫業を営む倉庫 14 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 15 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
		次に掲げる建築物以外のもの

<p>A 1 地 区 A 2 地 区</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校、図書館その他これらに類するもの 2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 3 公衆浴場 4 診療所 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 6 事務所 7 店舗、飲食店その他これらに類するもの 8 自動車車庫又は自転車駐車場 9 病院 10 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 11 公益上必要な建築物で令第130条の5の4に規定するもの 12 工場（店舗に附属するものに限る。） 13 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設 14 畜舎（店舗に附属するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートル以内のものに限る。） 15 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房 16 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5第4号及び第5号に規定するものを除く。）
	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画道路3・3・14号舞岡上郷線（以下「舞岡上郷線」という。）に面する部分の1階を住居の用に供するもの（1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。） 2 住宅（住戸の数が敷地面積を20平方メートルで除して得た数以下の長屋を除く。） 3 共同住宅（住戸の数が敷地面積を20平方メートルで除して得た数以下のものを除く。） 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの

栄上郷町地区 地区整備計画 区域	A 3 地 区	<p>6 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>7 工場（令第130条の6に規定するものを除く。）</p> <p>8 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>9 ホテル又は旅館</p> <p>10 自動車教習所</p> <p>11 畜舎（店舗に附属するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートル以内のものを除く。）</p> <p>12 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>13 展示場又は遊技場</p> <p>14 勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所</p> <p>15 倉庫業を営む倉庫</p> <p>16 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
	A 4 地 区	<p>1 住宅（住戸の数が敷地面積を20平方メートルで除して得た数以下の長屋を除く。）</p> <p>2 共同住宅（住戸の数が敷地面積を20平方メートルで除して得た数以下のものを除く。）</p> <p>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>4 3階以上の階を店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>5 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>6 工場（令第130条の6に規定するものを除く。）</p> <p>7 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>8 ホテル又は旅館</p> <p>9 自動車教習所</p> <p>10 畜舎（店舗に附属するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートル以内のものを除く。）</p> <p>11 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>12 展示場又は遊技場</p> <p>13 勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所</p> <p>14 倉庫業を営む倉庫</p>

		15 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	B 地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅（住戸の数が敷地面積を50平方メートルで除して得た数以上の長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅（住戸の数が敷地面積を50平方メートルで除して得た数以上のものを除く。）、寄宿舎又は下宿 4 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 8 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）
	C 1 地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 図書館その他これに類するもの 2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 3 事務所 4 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの 5 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房 6 展示場の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの 7 前各号の建築物に附属するもの
	C 2 地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 2 前号の建築物に附属するもの
		1 1階又は2階を住居の用に供するもの（1階又は2階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレ

泉ゆめが丘地区地区整備計画区域	A-1地区	<p>ベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。)</p> <p>2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>3 自動車教習所</p> <p>4 畜舎（店舗に附属するものを除く。）</p> <p>5 射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場</p> <p>6 倉庫業を営む倉庫</p>
	A-2地区	<p>1 1階を住居の用に供するもの（1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）</p> <p>2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>3 自動車教習所</p> <p>4 畜舎（店舗に附属するものを除く。）</p> <p>5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>6 倉庫業を営む倉庫</p>
	B地区	<p>1 住宅（長屋を除く。）</p> <p>2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>3 畜舎（店舗に附属するものを除く。）</p> <p>4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>5 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>6 法別表第2(㉞)項第3号に掲げる工場</p> <p>7 法別表第2(㉞)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
	C-1-1地区	<p>1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>2 自動車教習所</p> <p>3 畜舎（店舗に附属するものを除く。）</p> <p>4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>
	C-1-2地区	<p>1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>2 自動車教習所</p> <p>3 畜舎（店舗に附属するものを除く。）</p>
	C-2地区	<p>1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>2 公衆浴場</p> <p>3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに</p>

		<p>類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>4 ホテル又は旅館</p> <p>5 自動車教習所</p> <p>6 畜舎</p>
C-3地区 D-1地区		<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>3 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>4 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>6 診療所</p> <p>7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの</p> <p>8 事務所、店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの</p> <p>9 工場のうち令第130条の6に規定するもの</p> <p>10 前各号の建築物に附属するもの</p>
D-2地区		<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>3 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>4 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>6 診療所</p> <p>7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの</p> <p>8 事務所、店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの</p> <p>9 前各号の建築物に附属するもの</p>

(備考省略)

別表第3 建築物の容積率の最高限度(第6条)

(あ)	(い)	(じ)
-----	-----	-----

区 域	地 区	建築物の容積率の最高限度
(省 略)		
栄上郷町地区 地区整備計画 区域	A 1 地 区	10分の20
	A 2 地 区	
	A 3 地 区	
	A 4 地 区	
	B 地 区	10分の8
	C 1 地 区	10分の6
	C 2 地 区	

別表第6 建築物の敷地面積の最低限度（第8条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の敷地面積の最低限度	適用の除外
(省 略)			
恩田駅南地区 地区整備計画 区域	A 地 区 B 地 区	500平方メートル	—
栄上郷町地区 地区整備計画 区域	A 1 地 区	10,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	A 2 地 区	500平方メートル	
	A 3 地 区		
	A 4 地 区		
	B 地 区	150平方メートル	
	C 1 地 区	500平方メートル	
	C 2 地 区		
	A-1 地 区	3,000平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する

泉ゆめが丘地区地区整備計画区域	A-2地区	400平方メートル	建築物の敷地として使用するもの 3 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設が存する建築物の敷地として使用するもの
	B地区	200平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの
	C-1-1地区 C-1-2地区	400平方メートル	2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの
	C-2地区 C-3地区 D-1地区 D-2地区	125平方メートル	3 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの

（備考省略）

別表第7 壁面の位置の制限（第9条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区域	地区	壁面の位置の制限	適用の除外
(省 略)			
恩田駅南地区 地区整備計画 区域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1.5メートル	—

		以上とする。	
栄上郷町地区 地区整備計画 区域	A 1 地 区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、2メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの 2 公共用歩廊 3 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、階段又はスロープ
	A 2 地 区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から舞岡上郷線の境界線までの距離は2メートル以上とし、その他の道路境界線及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物又は建築物の部分
	A 3 地 区 A 4 地 区		
	B 地 区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	C 1 地 区 C 2 地 区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から舞岡上郷線の境界線までの距離は2メートル以上とし、その他の道路境界線及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	
	A-1 地 区 A-2 地 区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公共用歩廊 2 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、階段又はスロープ

泉ゆめが丘地区地区整備計画区域	B 地区 C-1-1地区 C-1-2地区 C-2地区	えて建築してはならない。	—
	C-3地区 D-1地区 D-2地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの

（備考省略）

別表第8 建築物の高さの最高限度（第10条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の高さの最高限度	適用の除外
(省 略)			
恩田駅南地区地区整備計画区域	A 地区	1 20メートル 2 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画恩田駅南地区地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	—
	B 地区	1 15メートル 2 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画恩田駅南地区地区計画の区域の	

		境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	
栄上郷町地区 地区整備計画 区域	A 1 地 区 A 2 地 区 A 3 地 区	1 20メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値	—
	A 4 地 区	1 20メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値 3 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画栄上郷町地区地区計画の区域の境界線（当該境界線の北側が第一種低層住居専用地域である部分に限る。）までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	
	B 地 区 C 1 地 区 C 2 地 区	1 10メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	
	A-1 地 区 A-2 地 区	1 次号に該当しない場合にあつては、20メートル 2 次に掲げる条件に該当する場合にあつては、31メートル (1) 建築物の各部分の高さが当該部分から計画図に示す基準線までの水平距離のうち最小のものに1.0を乗じて得たものに20メートルを加えたものの以下であること。 (2) 敷地内に、日常一般に開放された空地（地区施設として定める歩行者専用通路及び歩道状空地を含む。ま	

市第6号

泉ゆめが丘地区地区整備計画区域		た、直上に建築物又は建築物の部分（ひさしその他これに類するものみの部分を除く。）がないものに限る。）を有し、当該空地の水平投影面積を合計した面積（自動車の通行の用に供する部分又は自動車若しくは自転車の駐車の用に供する部分を有する場合にあっては、当該部分の面積を除く。）の敷地面積に対する割合が、100分の15以上であること。	—
	D-2地区	1 12メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	

（備考省略）

別表第11 緑地の保全（第16条）

(あ)	(い)
区 域	緑地の保全のための制限が適用される区域
(省 略)	
栄上郷町地区地区整備計画区域	計画図に示す樹林地、草地等の区域

（備考省略）

別表第12 建築物の緑化率の最低限度（第19条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の緑化率の最低限度	適用の除外
(省 略)			
恩田駅南地区地区整備計画区域	A 地 区	100分の15	
	B 地 区		
	A 1 地 区	100分の25	

栄上郷町地区 地区整備計画 区域	A 2 地 区 A 3 地 区 A 4 地 区	100分の20	
	B 地 区	100分の15	
	C 1 地 区 C 2 地 区	100分の20	
泉ゆめが丘地 区地区整備計 画区域	A-1 地 区 A-2 地 区	100分の15	
	B 地 区	100分の10	
	C-1-1 地区 C-1-2 地区	100分の15（敷地面積が2,000平方メートル未満の建築物にあっては、100分の10）	

（備考省略）

別表第13 建築物等の形態意匠の制限（第24条・第30条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	第24条に基づく制限とならないもの	適用の除外
（省 略）			
恩田駅南地区 地区整備計画 区域	A 地 区 B 地 区	建築物の屋根及び外壁の色彩並びに屋外広告物の色彩、大きさ及び形状は、地区周辺の景観に配慮したものとする。	—
	A 1 地 区 A 2 地 区 A 3 地 区 A 4 地 区	1 建築物の屋根及び外壁等は、周辺の環境と調和し、落ち着いたある雰囲気デザインのデザイン、色彩、素材のものとする。 2 建築物及び工作物に附属する照明装置は、生物の生息環境に十分配慮するものとする。	

栄上郷町地区 地区整備計画 区域	B 地 区	建築物の屋根及び外壁等は、周辺の環境と調和し、落ち着いたある雰囲気デザイン、色彩、素材のものとする。	—
	C 1 地 区 C 2 地 区	1 建築物の屋根及び外壁等は、周辺の環境と調和し、落ち着いたある雰囲気デザイン、色彩、素材のものとする。 2 建築物及び工作物に附属する照明装置は、生物の生息環境に十分配慮するものとする。	
泉ゆめが丘地区 地区整備計画 区域	A-1 地 区 A-2 地 区	—	
	B 地 区 C-1-1 地区 C-1-2 地区 C-2 地 区 C-3 地 区 D-1 地 区 D-2 地 区	1 建築物の屋根及び外壁は、周囲との調和に配慮したものとし、刺激的な色彩や装飾は用いないものとする。 2 屋外広告物は、周囲との調和に配慮したものとし、刺激的な色彩や装飾は用いないものとする。	—

(備考省略)